教習にあっては、一時限	教習にあっては一時限
減じた時限数）	減じた時限数、現にＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許を受けている者（現にＡＴ普通第二種免許を受けている者にあっては、現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者を除く。）に対する教習にあっては五時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、五時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数、現に普通免許（ＡＴ普通免許を除く。）を受けている者（現に準中型免許（ＡＴ準中型免許を除く。）又は普通第二種免許を受けている者を除く。）に対する教習にあっては三時限（運転シミュレーターによる教習を行う場合にあっては、三時限に当該教習に係る時限数を加えた時限数）を減じた時限数）

３　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許（ＡＴ中型免許を除く。）に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

４　第一項の規定（第四号を除く。）及び前項の規定は、ＡＴ中型免許に係る技能教習について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一項第一号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許若しくは普通第二種免許又は普通免許	ＡＴ準中型免許若しくはＡＴ普通第二種免許又はＡＴ普通免許
第一項第七号	中型免許、準中型免許、中型第二種免許又は普通第二種免許	ＡＴ準中型免許又はＡＴ普通第二種免許
前項	前項	次項

３　前項の規定により読み替えて準用する第一項に規定するもののほか、中型免許に係る技能教習については、府令第三十三条第五項第一号リに規定する無線指導装置による教習は、別表第一第二号に掲げる事項であって、交差点の通行（左折及び右折を含む。以下同じ。）その他の無線指導装置を用いて教習を行うことにより教習指導員が自動車に同乗して行う教習と同等の教習効果をあげることができると認められるものについてのみ行うものとする。

［項を加える。］